



国空航第512号
国空機第596号
平成19年9月18日

(財) 日本航空協会会長 殿

国土交通省航空局技術部

運航課長

航空機安全課長



落下傘降下が行われる航空機における搭乗者の安全確保について

標記については、常日頃から万全を期しておられることと思いますが、落下傘降下を行う搭乗者の安全を確保するために必要と考えられる事項について下記のとおり整理したので、すみやかに関係事業者、運航者、落下傘降下を行う者に周知し、その徹底を図るようお願いします。

記

(基本的な考え方)

1. 航空機の座席を取り外して運航する場合、当該航空機の最大搭乗者数は装着されている座席の数が上限となるが、以下に示すすべての条件を満たす場合に限り、当該航空機の追加飛行規程で定められた最大搭乗者数を上限として、装着されている座席の数を超える人数の者を搭乗させることができる。
 - ①座席に着席しない搭乗者はいずれも落下傘降下を目的として搭乗している者であること。
 - ②機長又は航空機の使用人は座席に着席しない搭乗者に対して飛行前に座席に着席しないことの危険性等について周知し十分に理解させること。
 - ③機長は飛行前に座席に着席しない搭乗者に対して飛行の内容や落下傘降下の時期その他飛行に際しての注意事項等についてブリーフィングすること。
 - ④座席に着席しない搭乗者を固定する安全バンド等が座席に着席しない搭乗者の



数以上航空機に取り付けられていること。

- ⑤機長は、離着陸時及びその他搭乗者の安全を確保するために必要と認められる時に、搭乗者に対して安全バンド等の装着を指示すること。
- ⑥座席に着席しない搭乗者は、機長の了解を得た上で落下傘降下のために航空機内を移動する場合又は機長から安全バンド等の装着の解除を指示された場合を除き、飛行中は常時安全バンド等を装着すること。
- ⑦安全バンド等を使用しないときは、落下傘に引っかからないように安全バンド等をまとめるなど、適切に処置すること。

(航空機の利用者に求められる事項)

- 2. 航空機の利用者は、座席を取り外して落下傘降下者を搭乗させる場合、機内の配置状況とそれに対応する最大搭乗者数等を定めた追加飛行規程を定め、承認を受けることとする。

(落下傘降下に係る許可の申請者に求められる事項)

- 3. 航空法第90条に基づき落下傘降下（航空機の座席を取り外して行うものに限る。）の許可を申請する者は、第2項に示す対応が航空機の利用者の間で定着したと認められるまでの当面の間、申請書の添付書類に追加飛行規程の写しを添付することとする。